

かわさきし こ こそだ しえん かん ちょうさ  
**川崎市 子ども・子育て支援に関する調査**

しょうがっこうしゅうがくまえこ ほごしゃよう きょうりょく ねが  
**< 小学校就学前子どもの保護者用 > ご協力のお願い**

ひ ごろから かわさきせい せい きょうりょく  
 日ごろから川崎市政へのご協力をいただきありがとうございます。

へいせい ねん がつ ひとり こ すこ せいちょう しゃかい  
 平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の  
 じつげん きよ もくてき こ こそだ しえんほう せいりつ あたら こ  
 実現に寄与することを目的とする「子ども・子育て支援法」が成立し、新しい「子  
 こ こそだ しえんしんせいど へいせい ねん と すた と よてい  
 ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートする予定です。

あた せいど む へいせい ねん がつ ねんかん かわさきし ちいき こ こそだ  
 新しい制度に向けて、平成27年4月から5年間の川崎市の地域子ども・子育て  
 しえんじぎょうとう ひつようりょう み こ じぎょうけいかく さくてい  
 支援事業等の必要量を見込み、事業計画を策定いたします。

あた じぎょうけいかく こそだ かねい げんじょう に す ほんえい  
 新しい事業計画へ子育てをしているご家庭の現状やニーズを反映させるために、  
 みな いげん うかが ちようさ おこな  
 皆さまのご意見をお伺いするため、調査を行うこととなりました。

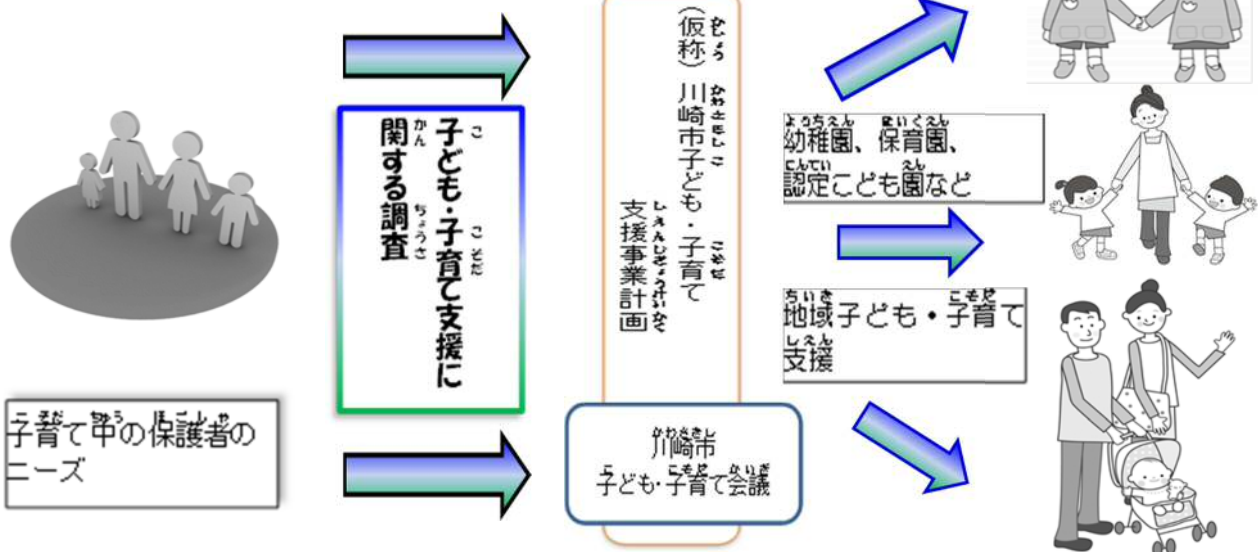
こんかい ちょうさ しな い す しょうがっこうしゅうがくまえこ へいせい ねん がつ じつ かい こ  
 今回の調査では、市内にお住まいの小学校就学前子ども（平成19年4月2日以降  
 う じどう なか まん めい かがた むさく い えら  
 に生まれた児童）の中から、1万5,000名の方々を無作為に選ばせていただいて、  
 ちょうさひょう おく  
 調査票をお送りしています。

また、ご回答いただいた内容は、調査の目的以外に使用することは一切ございません。

いそが ぜん ちようさ ちゆし りかい へいせい ねん がつ  
 お忙しいことと存じますが、この調査の趣旨をご理解いただき、**平成25年10月18**  
 ひ きん まだ に、調査票にご記入のうえ、同封の封筒（切手不要）に入れて、ご返送  
 いただきますようお願い申し上げます。

へいせい ねん がつ かわ さき し  
 平成25年9月 川崎市

かわさきし こ こそだ しえん じゅうじつ い たいせつ ちょうさ  
**☆川崎市の子育て支援の充実に生かされる大切な調査です。**



## こども・子育て支援事業の内容と利用料

調査票内では、子育て支援事業についての現在の利用状況や今後の利用希望などをうかがいます。次の表で、「子どもの教育や保育サービス」について、川崎市で実施している各事業や民間事業の概要や利用料などをお示ししますのでご参考にしてください。市ホームページの「かわさき子育て応援ナビ」で子ども関係事業の情報を掲載しておりますので、ご活用ください。

### 【子ども関係事業】

No.	事業名称	事業の内容と利用料など
1	認可保育所	保護者が就労などのために、常時家庭で保育できない生後43日目から就学前までの子どもを、保護者に代わって保育する児童福祉施設。【開所日】月～土曜日曜、祝日、年末年始は休み。公営は7時半～18時(19時まで延長有)、民営は7時～18時(19時または20時まで延長有)。【保育料】子どもの年齢と世帯の前年課税額で決定。【問合せ】区児童家庭課(児童家庭サービス係)、ちくけんこうふくしすてしよん(区役所・支所等問合せ先一覽参照)
2	一時保育	保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭、育児による心理的・肉体的負担の解消などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、断続的または一時的に保護者に代わり保育する制度。【利用料】断続的利用は日額3歳未満2300円、3歳以上1200円、一時的利用は日額2300円。別途減免制度有。【問合せ】保育課(044-200-3128)
3	休日保育	子どもを認可保育所に入所させているものの、日曜や祝日にも就労などのために家庭で保育できない場合に利用できる制度。【保育時間】8～18時【利用料】日額3歳未満児2300円、3歳以上児1200円。別途減免制度有。【問合せ】保育課(044-200-3128)
4	家庭保育福祉員 (保育ママ)	保育士等の資格を持ち乳幼児保育経験のある個人が家庭で保育できない子どもを保護者に代わり日中保育する制度。居宅型(保育ママの自宅で3～5名を保育)と共同型(2～3人の保育ママがマンション等共同の場で各々3人の子どもを保育)のタイプあり。【入所要件】就労などで子どもを保育できない方【受入年齢】生後43日目～3歳未満児【保育時間】月～金曜の8時半～17時、他要相談【保育料】世帯の前年課税額で決定【問合せ】保育課(044-200-3128)
5	認可外保育施設 (民間)	かわさき保育室、川崎市認定保育園、地域保育園、おなかも保育室などで認可保育所ではない施設。「川崎認定保育園」へと今後認定され、保育資格者数の向上や保護者負担軽減等を推進する。各施設で受入年齢・開設日時・保育料などが異なる。【問合せ】保育課(044-200-3128)

6	幼稚園	教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、健全な成長のための環境を与え、心身発達を助長するための学校教育施設。【対象】3～5歳児【開園日】月～金曜(夏・冬休み等の長期休業期間有)【保育時間】1日4時間(標準)。【利用料】各幼稚園で異なる。【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)
7	幼稚園の預かり保育	幼稚園で、通常の就園時間を延長して保育を必要とする在園児を預かるサービス。【保育時間、利用料】実施幼稚園ごとに設定【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)
8	認定こども園	保育施設と幼稚園が一体化した施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援などの機能も備える施設【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)
9	幼児園	幼稚園類似の無認可幼児教育施設で市の基準に該当する施設。
10	地域子育て支援センター	子育ての相談や講座、子育て情報や遊び場の提供などを行う施設。市内53か所あり。【利用時間】曜日・開所時間は施設ごとに異なる【利用料】無料【問合せ】子育て支援課(044-200-2848)
11	ふれあい子育てサポート事業	子育てヘルパー会宅での一時預かり、保育園・幼稚園等への送迎などの育児の援助を受けられるサービス。【利用対象】生後4か月から小学校6年までのお子さんと同居している方【利用料】1時間あたり700円か900円。年会費1200円別途。【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)
12	新生児訪問	訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についてのご相談をお受けします。希望制。【問合せ】区児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)(区役所・支所等問合せ先一覧参照)
13	こんにちは赤ちゃん訪問	子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等をお届けします。(玄関先で短時間の訪問)【問合せ】区児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)(区役所・支所等問合せ先一覧参照)
14	養育支援訪問事業	訪問指導員・訪問員と区保健福祉センターが連携し、養育支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行います。【問合せ】こども家庭課(044-200-2450)
15	妊婦健康診査の助成制度	安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を確認することが必要です。この健診費用の一部を川崎市が補助いたします。【問合せ】区児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)(区役所・支所等問合せ先一覧参照)
16	産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	母親が出産前後で体調不良のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事の手伝いをする。申込み制。【対象】産前から産後4か月までの妊産婦、体調不良等で昼間他に育児や家事を行う人がいない人【時間】8時～19時まで【回数】1回2時間以内、1日2回まで、のべ20回まで【利用料】1回あたり、1,240～2,000円(事業者により異なる)【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)

17	かわさき子育て ガイドブック	これから出産をする方や子育てをする方が、安心して子どもを育てることができるよう、本市の子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を取りまとめ、分かりやすく紹介したガイドブックを発行しています。配付は、各区役所保健福祉センター児童家庭課の窓口等で行っています。【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)
18	かわさき子育て応援ナビ	市のホームページで子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を分かり易く掲載しています。【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)  URL: <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
19	子育てサロン・赤ちゃん広場	地域の身近な場所で、乳幼児と保護者が集まって、交流できる場を設けています。名称や実施日時等は区によって異なります。【問合せ】区子ども支援室、区児童家庭課(児童家庭相談サポート係)(区役所・支所等問合せ先一覧参照)
20	子育てサークル	保健福祉センター、市民館、各区社会福祉協議会等の各種事業を通じて、子育ての仲間づくりや子育てサークルの育成、支援を行っています。また、子ども文化センターでは、サークル活動の場の提供なども行っています。【問合せ】各区子ども支援室、各区保健福祉センター(区役所・支所等問合せ先一覧参照)
21	地域子育て自主グループへの支援	地域の中で、親自身が相互に協力し合いながら、子育て活動をしているグループに対して、活動費の一部を補助しています。【問合せ】子育て支援課(044-200-2493)
22	子ども文化センター	地域における児童の遊びの拠点として設置している0歳から18歳までを対象とした施設(児童館)で、乳幼児の子育て支援や小中高校生の居場所等としても利用できます。【開館日】12月29日～1月3日を除く毎日 【開館時間】月～土曜9時半～21時、日曜・祝日9時半～18時 【利用料】無料 【問合せ】青少年育成課(044-200-3083)
23	わくわくプラザ	すべての小学生を対象に、各市立小学校内の施設を活用して、放課後や土曜日、夏休み等における児童の遊びや生活の場としてさまざまな活動を行っています。【利用時間】月～金曜は放課後～18時まで、土曜・夏休みなど8時半～18時、日曜・祝日・年末年始は休み 【利用料】無料(19時までの延長は事前申し込み制で月額2500円) 【問合せ】青少年育成課(044-200-3083)
24	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(留守家庭児)を対象として、放課後や土曜日、夏休み等に、子どもの生活の場を提供するものです。本市では留守家庭児を含めたすべての小学生を対象にわくわくプラザとして行っています。そのほか、留守家庭児を対象として民間の事業者が行う放課後児童クラブが、現在、市内に15か所あり、学童保育という名称のところもあります。【民間の事業者が行う放課後児童クラブの利用時間、利用料】事業者ごとに設定
25	児童相談所	18歳未満の子どもについて相談するための機関。【開所時間】月～金曜の8時半～17時
26	病児・病後児保育	保育所に入所している子どもが、病中または病気の回復期にあり、まだ通常の保育所などでは預かれない時に、一時的に預かるサービス。

27	短期入所生活援助 (ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体的・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。(原則7日以内)
28	事業所内保育施設	会社、工場、病院などに設置され、事業所の従業員の子どものための民間保育施設。
29	ベビーシッター	保護者などの自宅に出向いて、保護者が不在の間子どもの世話をする民間サービス。

【区役所・支所等問合せ先一覧】

区役所・支所・出張所名	担当名	電話番号
川崎区役所	こども支援室	044-200-3312
川崎区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-201-3314
大師支所	地区健康福祉ステーション(児童家庭係)	044-271-0150
田島支所	地区健康福祉ステーション(児童家庭係)	044-322-1999
幸区役所	こども支援室	044-556-6730
幸区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-556-6693
中原区役所	こども支援室	044-744-3238
中原区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-744-3279
高津区役所	こども支援室	044-861-3329
高津区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-861-3315
宮前区役所	こども支援室	044-856-3118
宮前区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-856-3240
多摩区役所	こども支援室	044-935-3241
多摩区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-935-3101
麻生区役所	こども支援室	044-965-5303
麻生区役所 保健福祉センター	児童家庭課(児童家庭相談サポート担当)	044-965-5234